平成２６年（フ）第１１８３号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番８―105号
債務者　有田　洋子（旧姓穴田）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１９１号
北海道虻田郡洞爺湖町泉21番地63、申立時の住所札幌市中央区南２条西25丁目１番６号愛夢裏参道201号
債務者　岩佐　直子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２０８号
札幌市豊平区月寒西１条４丁目１番４号　ドメスⅡ―101号
債務者　松田　憲二
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１１号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目４番30―306号
債務者　小田　省吾
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１４号
札幌市西区発寒６条14丁目１番12―207号
債務者　春本愛珉こと　鄭　　愛珉
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２１号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番13―405号
債務者　炭屋　一樹
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２７号
札幌市手稲区星置３条７丁目８番15号
債務者　常盤　和哉
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３３号
札幌市西区発寒５条５丁目５番25号　フェリス宮北402号
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３６号
札幌市中央区北２条東１丁目３番地43　ビブレス札幌駅505号
債務者　長谷川美樹
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４５号
札幌市清田区真栄２条２丁目11番17号　サンノルテ102号
債務者　西城　佳樹
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２５０号
札幌市北区屯田５条５丁目８番４号
債務者　渡邊　裕介
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６１号
札幌市厚別区厚別東１条５丁目18番22号　吉村ハイツＡ101号
債務者　杉山　友子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６６号
札幌市北区新琴似８条６丁目１番14号　カステル新琴似105号
債務者　久保田真由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７３号
札幌市豊平区平岸３条16丁目２番48号　三倖マンション101号
債務者　山本　一視
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７７号
札幌市厚別区上野幌２条６丁目７番23号
債務者　野中　弘子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７８号
札幌市中央区南11条西17丁目３番13号　第２黒田マンション23号
債務者　橋本　法子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町421番地５、旧住所群馬県伊勢崎市三和町1422番地39
債務者　藤野　定幸
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部